農作物共済 鳥獣害低減対策事業助成基準

農作物共済(水稲)に対する鳥獣害防止対策を支援するため、有害獣捕獲器具購入経費及び有害 鳥獣防護柵資材購入経費の一部を助成する。

1. 交付対象

- (1) 令和4年産水稲共済加入者または収入保険(水稲共済加入資格者)加入者(以下、「交付対象者」という。)に対して助成する。
- (2) 令和3年9月1日から令和4年8月31日までに購入し設置したもの(補修等必要な場合を含む)に対して助成する。
- (3) 有害獣捕獲器具一式
 - ○檻わな、括りわな等
- (4) 有害鳥獣防護柵(水稲を守る:水源地及び水路の獣害防止を含む)設置に係る経費
 - ○電気牧柵:電線(ワイヤー)、ポール、ガイシ、緊張具、バッテリー、変圧器等
 - ○その他の柵等:ワイヤーメッシュ、トタン、網、杭等(音を発するものは除く)
 - ○鳥害防止:防鳥ネットのみ(爆音機等、音の発するものは除く)
- (5) 当該購入経費に対して、他団体(国、県、市町等)から受ける助成額と本事業の助成額の合計が購入経費の9割を超えない範囲で助成とする。なお、交付額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2. 交付条件

- (1) 交付対象者による申請は、交付申請期間中1回とし、助成金交付申請書(様式4)に必要 事項を記入し、購入に係る領収書の写し及びその明細、設置写真及び設置地図(様式5)を 添えて、交付申請期間内に組合へ提出する。なお、領収書の支払者名については、交付対象 者の家族でも可とする。
- (2) 交付対象者が、共同で捕獲器具等の購入及び設置をする場合には、代表者が申請することができる。ただし、前項の提出書類に加え共同設置者名簿(様式6)を提出すること。
- (3) 交付申請期間は、令和4年7月1日から令和4年9月30日までとする。

3. 交付基準

- (1) 交付条件を満たす交付対象者に対し、購入経費の3割を上限として交付するものとし、予算を超過する場合は、予算の範囲内において交付対象者全員で按分して交付する。なお、交付額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- (2) 交付対象者1人当たりの助成金の額は水稲引受面積(収入保険加入者については、当該 年産、水稲作付面積)に応じて以下の額を限度とする。

水稲引受面積	限度額
1ha 未満	5万円
1ha 以上	10万円

- (3) 予算の範囲内で按分する場合でも、前項の額を限度として按分するものとする。なお、 按分された交付額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- (4) 他団体からの助成があるため自己負担部分のみの領収書となる場合は、助成金交付申請書(様式4)へ自己負担額等を記入するものとし、当該団体へ当組合から確認するものとする。